下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。 令和6年12月16日

静岡県知事 鈴木康友

#### 1 業務概要

(1) 業務名

静岡県×武道ツーリズムの推進に係る広報用動画制作業務委託

(2) 業務内容

静岡県が推進する武道ツーリズムについて、WebサイトやSNS、展示会等において、訪日外国人や旅行会社に向けた需要喚起、武道競技団体へ武道ツーリムの啓蒙を図ることを目的とした広報用動画の制作

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

(4) 契約限度額

2,500,000円 (消費税込み) 限度額を超えたものは失格とする。

## 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6)銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第 2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が 暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団 又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ の他の契約を締結している者

# 3 選定基準

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

## 4 手続等

(1) 担当部局・問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館20階

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツコミッション担当室

電話番号:054-221-3191 FAX:054-221-2980

E-mail: sports-commission@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和6年12月27日(金)正午まで

イ 交付場所

スポーツコミッションShizuokaのホームページに掲載する。

(3) 参加意向の表明方法

令和7年1月6日(月)17時までに、参加表明書(様式第1号)を郵送又は持参により提出する こと。

(4) 企画提案書の提出方法

公募要領のとおり

(5) 選定

公募要領のとおり

# 5 その他

- (1) 詳細は公募要領による。
- (2) 企画提案協議に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。